



第150号

発行・昭和48年11月25日

# わたらい

## 町の人口

<11月1日現在>

人口 8.596

男 4.214

女 4.383

世帯数 1.872

発行・度会町役場 / 編集・総務課 / 印刷・文化印刷有限公司



生きている

自然を大切に

目まぐるしく、移り変わる今の社会にも、自然はその四季の訪ずれを忘れない。

日常誰もが仕事のみで打ちこみ過ぎて、自然のありなす叙情、良さを忘れてはいないだろうか。

お互に自然を顧みる心を養うとともに、これを愛しいつまでも、この環境を保つように心がけ、

ふるさとのよさを残したいものです。

73

11月

## おもな内容

- 電気・石油の節約をすでに役場が実施…………… (P 2)
- 度会町の郷土史について〈その2〉…………… (P 3)
- 町民の体力向上めざし、町体育協会が発足…………… (P 4)
- ペンリレー…………… (P 4)
- お知らせ版…………… (P 6)

# 道路と中学校に

## 意見が集中

### 盛況だった町政懇談会

去る六月二十五日の注連指区を振り出しに開かれた町政懇談会は、十一月五日和井野区を最後として盛会のように終了しました。

この町政懇談会は、町長、助役、収入役、各課長および教育長の執行部と、町議会議長をはじめ関係地区議会議員が出向いて行なわれました。

区民のみならず、ひざを交えての懇談は、町行政全般にわたり町長から説明され、次いで町議会議長の挨拶があり、町行政の実体を知って

盛況だった町政懇談会  
 いただくことが出来ました。また、区民のみならずからは、建設的で貴重なご意見や要望が続出して時の立つのも忘れる程でした。

このような対話行政こそ、真の住民福祉につながる行政推進のため部落懇談会を開催して行きたいものです。ご意見は主として道路と中学校統合問題に集中されました。

今後の機会をとらえ、対話行政推進のため部落懇談会を開催して行きたいものです。ご意見は主として道路と中学校統合問題に集中されました。

# 電気・石油の節約を

## すでに役場が実施

最近における諸物価の高騰は、目にあまるものがあります。これはエネルギー資源ではな

加えて品不足が目立って来

これは産業公害による企業の操業規制の影響だろうか、または、投機的な買占めによるものでしょうか。

いずれにせよ、直接私達の消費生活にひびいて来ていることは事実です。

現在、我国で一番困っている

るのはエネルギー資源ではないでしょうか。

昔と違って、中東における戦争が直接私達に影響を及ぼしています。これは我が国に資源が少な過ぎるためです。

エネルギー資源の大部分を石油に依存している我国は、この石油輸入の減少によって電気、プロパン、石油精製品が直ちに影響を受けるとも電力不足により他の産業も操業短縮をしなくてはなら

ない現状です。

品不足がますます進み私達の生活資料に困らないためにも産業のエネルギーである電気や石油類を節約するとともに、生活資料を大切にいたしましょう。

町役場では、皆さんに、先がけて電気や、灯油の使用制限を実施しております。

皆さんも、是非ご協力を、お願いします。

### お互いに人権守って

#### 住みよい社会

人権週間 12月4日  
 人間週間は、一九四八年十二月十日に第三回国連総会において採択されて以来、毎年この十二月十日を「人権デー」として、世界各国で人権思想の啓発行事を実施しています。

わが国でも毎年十二月四日から十日までを人権週間（本年は第二十五回）と定め、国民の人権意識の高揚をはかっています。

私達は、誰しもが幸福で生きがいのある生活をしたいと願っています。そのためにどううていなくかすことのできないのが「人権（基本的人権）」です。人権とは、すべての人間が生まれながら持っている能力を、日々の生活の中で十分に発揮して、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

私達は、日本国憲法に保障されている基本的人権を、お互いに尊重しあうとともに、それを自分達の力で大切に守り育てていかなければなりません。

国民の基本的人権を守るため人権擁護委員が、協力しながら活動しています。

人権擁護委員について  
 人権擁護委員は、地域住民で人権擁護について理解ある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々で、現在、当町に伊藤寛之、岡村善三の二名（県下に二〇四名）が人権擁護委員として、私達の人権が犯されないように監視し、もし人権が犯された場合には、これを救済したり人々の間に正しい人権の考え方を広めたりしています。

人権相談について  
 私達が毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるかわからないため困ったことがあると思います。そのようなときには、法務局や、最寄の人権擁護委員に相談してください。交通事故、借地借家、離婚、扶養、相続などの人権相談にに応じています。無料で秘密も守られますので気軽にご利用下さい。

なお昨年、県下で取扱った人権相談事件は、約三千五百件でした。

# 秋の火災予防運動

11月26日 — 12月2日

来る十一月二十六日から十二月二日までの一週間全国いっせいに秋の火災予防運動が実施されます。

今年も全国的に火災が多発しており、その原因は油やプロパンの取扱上の不注意やタバコの火の不始末によるものが大部分を占めています。

当町では、このような火災は幸にも発生していないが、わずかな気のゆるみが、大きな火災発生の原因になりますから、お互いに充分な気をくばりましょう。

この予防運動期間中には、町消防団が消防自動車により火災予防の呼びかけを実施する予定です。

みんなで「火の用心」に努めましょう。



でも火にこそ  
 なかなか消  
 さない

### 好評だった

## わたらい茶の無料接待

日本水道協会の第四十二回総会が去る十月二十四日から二十六日までの三日間、伊勢市の三重県体育館において開催されました。日本水道協会会長美濃東京都知事をはじめ全国の日本水道協会関係者約二千八百人が参加する中で、当町は伊勢市より依頼を受け茶業組合の協力を得て「わたらい茶」の無料接待を行なったところ、先の全国高校総合体育大会（八月一日から八月十日までの十日間）の「わたらい茶無料接待」にも増して押すな押すの大盛況で「わたらい茶」の真価を大会に参加された人々に広く知っていただくことができました。



人事

異動

●度会町職員  
 退職 西岡俊夫 11月2日付  
 ●度会町消防団員  
 退団 11月5日付  
 西村安司(前副分団長)  
 任用 11月5日付  
 副団長に河村周二郎(前分  
 団長)分団長に中山繁(前班  
 長)副分団長に尾崎幸夫(前  
 班長)以下省略

お手もとの

現金は  
ひとまず  
「貯金」へ

年末ボーナスや、臨時収入  
 の増大する歳末にあたり、  
 去る十一月十五日から十二  
 月三十一日までの間、全国的  
 に「歳末特別貯蓄増強運動」  
 が展開されています。

この運動は、国民が長期的  
 な生活設計をたてて、「健全で  
 豊かな社会」を築くためにお  
 こなうものです。  
 みなさんも、家計簿の記帳  
 はもちろんのこと、健全な、  
 お金の使用にあたり、ひとま  
 ず貯金をいたしましょう。



電話番号

調べは

まず電話帳で

番号案内(一〇四)は大変  
 混みあっています。  
 まず電話帳で……..  
 お調べください。  
 新しい(職業別電話帳)を  
 お届けしております。  
 ご利用下さい。

職業別電話帳は……..  
 ○商品や職業を職種別に分  
 類してありますから索引から  
 お引きください。  
 ○お買物、セールス、暮し  
 のガイドブックとして、大変  
 役に立ちます。  
 五十音電話帳は……..  
 ○電話の持主を市町村別に  
 まとめて、名前、屋号などの頭  
 文字のアイウエオ順にならべ  
 てあります。  
 ○官公署の電話番号は巻頭  
 に特集してあります。

町の問題にご協力を

町の片すみでおこった話など  
 なんでも結構です。取材にうか  
 がいますから、総務課までお知  
 らせください。



「上代史」

度会氏が外宮、荒木田氏  
 が内宮の神官として、後世  
 権勢をふるっていたと述べ  
 ましたが、

しかし、実際はどうであ  
 ったか?、大和地方の文化  
 と越後方面より南下して、  
 尾張を経て伊勢に達した文  
 化は少し異って、出土品で  
 も相違点が指摘されるので  
 すが、伊勢において大和文  
 とぶつかり、やがて(約五  
 十年後)東国方面へ前進の  
 基地となったと思われます。  
 「日本の中の朝鮮文化」  
 の研究をして居られる作家  
 の金達寿氏は三重県地方は  
 新羅系の移民が多いとのこ  
 とでした。

それによると「アラ」や  
 「カラ」も朝鮮語で、一例  
 は「安楽島」荒木田「もそ  
 の」一つであり、「白木」とい  
 う部落名は、伊勢市や志摩  
 郡にもあるが、「シラギ」系  
 の人が住みついたものだ  
 という。伊勢市白木の傍の「  
 佐八(ソイチ)は「ソール  
 地」を示したもので、即ち中  
 心地の意味である。さきに  
 述べた「小社(オゴソ)で

も、日本では「社」をコソと  
 発音する。例へば、むかし、  
 陸上選手で「村社(ムラコソ)」  
 という人がいた。

社をコソというのは、新羅  
 の始祖赫居世を「コソ」と発  
 音し、之れを祭ったものとい  
 う。之れは新羅系移民が先祖  
 を祭ったものと解釈される

度会町の郷土史について

〈その2〉

お話し 立花 羽根文夫さん

宮以前には朝鮮からの移民  
 が多く、農耕を指導して各  
 地に勢力を張っていたと相  
 像されます。

しかし、原住民の方は絶  
 体的に数が多く、彼等もい  
 つの間にか、言語、習慣等  
 が同化され、現代に至った  
 ものと思われま

これについて、先般死去  
 した、坂口安吾氏は作家で  
 もあり、歴史家でもあった  
 のですが、源氏、平氏は共  
 に喰うか喰われるかの戦を  
 して、最後に平氏が源氏に  
 滅されたが、かれ等は全部  
 大陸からの移民で大陸で相  
 争って居た二つの部族が日  
 本に渡来して、いつの間に  
 か源氏、平家となったのだ  
 という説をいつて居られた  
 が、長い間に日本化した婦  
 化人は少しも見分けられな  
 いくらい、日本人になりす  
 まして、しまったのでしょ  
 う。



次回は、  
 中世代を掲載する  
 予定です。

議会だより

- ▽十月一日 志摩度会議長  
 会が開催され議長出席
- ▽十月二日 町議会全員協  
 議会が開催された。
- ▽十月三日 町議会全員協  
 議会が開催され、午前中  
 町内道路視察を実施
- ▽十月八日 県教育委員会  
 (明野度会分校独立校)  
 について陳情。町議会議  
 員、町長、各中学校およ  
 び度会分校PTA会長
- ▽十月十一日 東海四県議  
 長会が県水産会館で開催  
 され広議長出席
- ▽十月十三日 正副議長お  
 よび委員長会議を開催し  
 中学校統合の件を協議
- ▽十月十七日 町議会全員  
 協議開催
- ▽十月十八日 環境衛生組  
 合が長野県松本市のし尿  
 処理施設の視察、広議長  
 出席
- ▽十月二十五日 国保三十  
 五周年記念式典(津市社  
 会福祉会館)広議長出席
- ▽十月二十九日、三十一日  
 町議会議員先進地視察  
 静岡県富士川町：総務財  
 政委員会、長泉町：教育  
 民政常任委員会、函南町  
 ：産業土木常任委員会

# 町民の体力向上めざし 町体育協会が発足

度会町教育委員会は、去る十月二十七日、町民に密接したスポーツやレクリエーションを通じて体力づくりを積極的に推進するため、度会町体育協会を設立するための準備会を開催しました。

この準備会には町長をはじめ町内の各種団体役員が出席して規約の制定およびこれに

ともなう役員の出選が行なわれました。

これにより度会町体育協会は大きな期待に胸ふくらませて、十一月一日に誕生しました。

選出された役員は次のとおりです。

▽名誉会長 町長濱岡和一  
▽顧問 町議会議長広良松、

- 内城田中学校長山口収吉
- 森本美己、岡野健太郎
- ▽参与 町助役松田浅七、教育長繩手利一、教育振興会長大北友夫
- ▽会長 岩本忠義
- ▽副会長 福井孝文
- ▽理事長 東出章
- ▽理事 事 亀田栄一、前田任美、奥田成康、橋本和、奥田純夫、大西久司、森本幸彦
- ▽監事 青年団長東出賢一、婦人会連絡協議会長本田禮子

# 第一回体力づくり 県民大会開かれる

去る十月二十八日、伊勢市の県陸上競技場で、第一回体力づくり県民大会が、県および伊勢市と県青少年育成県民協議の三者により開催されました。

これは県民が「健康で明か

るい生活」をテーマに、健康と体力づくりをはかろうとするもので、当日は坂本九外を

り立たない時代ですから当然でしよう。

採算に合う農作物というこ

とで町内最大の生産物である茶にしても、加工場では人手

不足で困ることが有る程です

から、畑の管理にしても充分手が行き届いているとは思われません。

昔は土農工商といつて、農は武家の次に位して居り、農は国の宝といった時代もありました。

生きるためには、空気と水に次ぐ大切な食糧を生産する

招いてレクリエーション等の行事がくり広げられました。町内からは次の方々参加され、雨の中市町村対抗リレーに出場し、強豪と技を競い奮闘されました。

- 参加者名 住所 年齢
- 掛橋 昌彦 (中川小) 50才
- 森本 文夫 (大久保) 41才
- 本田 礼子 (牧戸) 40才

農業が衰退して行くことを思うのは私だけでしょうか。

街の八百屋や食堂は実によく繁盛しています。売る者が儲かり、作る者が勘定に合わぬということの不思議なナゾが解けたら……

作る者も、充分採算がとれることになるでしょう。

そして「豊かで明るい、のどかな農村」としての度会町の姿を夢に見ている私は、やはり大正生まれの故でしょうか。

# 三重国体 マークなど 決まる

昭和三十九年(第三十回)国民体育大会が三重県で実施されますが、シンボルマークと会期がこのほど決まりました。

このマークは国体に新しい流れを与える独自の第三十回国体を象徴するものとし、色調を変えた三段階の「みどり」で三重の「三」の字を、「海と山」の自然になぞらえ明日へと伸び行く県民の力づよい姿を曲線で現わしたものである。

会期は次のとおりです。

- 夏季大会(四日間)  
50年9月14日～9月17日
- 秋季大会(6日間)  
50年10月26日～10月31日



# 大正生まれの夢

茶屋広 藤原正一

(茶工場組合長五十五才)

秋も終りをつけ、木の葉舞散る十一月、「広報わたらい」のペンツレのバトンを渡され、何を書こうかと迷っているうちに期日が迫り、意を決して思いのままに拙ない一文を投ずることにしました。

「住めば都よ我が郷よ」ということわざがありますが、故郷を遠く離れている人も、故郷は懐かしいものではないでしょうか。

また、住んでいる者も思いは同じだと思えます。当町に生まれて早や五十五



は広くなり、それが舗装され最近まで二十分もかかった渡舟も、今では農免橋のため

いきました。

しかし、農村らしい町内の姿そのものは変つてないよう

に見受けられます。

とところが、本当の農家はだんだんと少なくなつてゆくようです。

最近の町内は、二、三工場の進出が有り、工場で働く人も

多く、農業だけでは生活が成

次号は藤原さんのご指名により鳥羽友美子さん(平生)にお願いする予定です。



# 団体営農道整備 三ヶ年計画で着手

## 期待される効果

当町でははかりこの地域の田畑三十へ土地改良区を事業主体として、本年度から三ヶ年計画で平生中野地内から棚橋岩坂に通じる道路の整備をはからうとす。

当町でははかりこの地域の田畑三十へ土地改良区を事業主体として、本年度から三ヶ年計画で平生中野地内から棚橋岩坂に通じる道路の整備をはからうとす。

はかりこの地域の田畑三十へ土地改良区を事業主体として、本年度から三ヶ年計画で平生中野地内から棚橋岩坂に通じる道路の整備をはからうとす。

この事業は団体営農道整備事業として、総事業費、五千六百余万円を投入して、全長二千三百五十八メートル(幅員五メートル)の整備を



## 煎茶の部に鳥羽さんら

### 全国(四点)関西(八点)入賞

第二十七回全国茶品評会 者はつぎのとおり  
 評会は十月十五日、十七日まで埼玉県入間市で、又、第二十六回関西茶品評会は十月七、八、滋賀県信楽町で開催されました。

度会町からは全国8点、関西21点の出品があり、本町関係の入賞

- \*全国茶品評会
  - ◆二等 鳥羽才裕 (平生)
  - ◆三等 鳥羽善行 (平生)
  - ◆大西賢一 (棚橋)
- \*関西茶品評会
  - ◆一等 鳥羽平悟 (平生)
  - ◆二等 鳥羽才裕 (平生)
  - ◆二等 大西賢一 (棚橋)

## 国保の保険者証

一月一日から新しくなります

現在使用されています国民健康保険の被保険者証(藤色)が、十二月三十一日で有効期限が切れるため来年一月一日更新されます。

新被保険者証(水色)は、十二月三十日ごろに各字の区長さんを通じて現在の被保険者証と引換えに交付いたしますからすぐ引換えのできますよ

記号は、従来の「度会A: D」を各字名を平かな二字で表示したものに改めます。例えば注連指の場合は「度しめ」、棚橋ならば「度たな」

## 度会町茶生産者大会開催

第十六回度会茶共進会を本年度は茶生産者大会として次の日程で開催することになりました。

中西善行(平生)  
山口 寿(山口)  
◆三等 井戸本栄司(牧戸)  
坂本幸三(大久保)

## 老人医療費の無料化 ねたきり老人は六十五歳から

七十歳以上のおとしよりの医療費を無料化する老人医療費公費負担制度は、本年一月一日から老人福祉法に基づき全国一斉に実施されていますが、このほど同制度の対象年齢を、身体または精神上障害のある、いわゆる「ねたきり老人等」に限り六十五歳まで引下げられました。

この制度でいう「ねたきり老人等」とは、国民年金法別表に該当する程度の廃疾の状態にある人となっています。

本町では、十一月二十日現在四名の対象者に受給者証を交付しましたが、本制度の資格要件を備えていると思われる人は、まだ申請をしていない人は、至急町住民課国保係で手続きをしてください。

なお、医療費の受給者証や支給手続きなど、すべて老人医療費公費負担制度に準じます。

当日は記念講演として静岡県茶業試験場長大石貞男先生を迎えて「山間地帯における良質茶の生産について」と題して講演をお願いすることになりましたので多数御出席下さるようお願いいたします。

一、日 時 昭和四十八年十二月七日午前十時より

二、場 所 明野高校度会分校体育館

三、行事内容

(1) 第十六回度会茶共進会褒賞授与式並びに全国・関西茶品評会褒賞伝達。

(2) 記念講演(午後一時〜午後二時三十分)

講師 静岡県茶業試験場長 大石貞男氏

(3) 質疑応答(午後二時三十分〜午後三時)

◆支給対象者

(1) 国民年金法による障害年金または障害福祉年金受給者

(2) 厚生年金法等(各種共済組合、船員保険等を含む)の一級・二級障害年金受給者

(3) 身体障害者福祉法による一級・三級までの人

(4) 労働者災害補償保険法、各種公務員災害補償法等の一級・四級までの人

◎前記のうちのいずれかに該当する人で、①国民健康保険の被保険者または社会保険等の被扶養者であること②本人所得が年四十三万円未満であること③扶養義務者、配偶者の所得が年四百七十一万円未満(扶養親族数によってこの額はかわります)であること。

などとなります。

番号も、従来の通し番号を改め、住民基本台帳に設定されている番号を取入れられます。

◆内容を確認しよう

新被保険者証が交付されましたら、住所や氏名、年令など間違いがないかをお確かめください。

◆新被保険者証の有効期限

交 付	49年1月1日
有効期限	50年12月31日





# 国民年金がこんなに良くなりました

## 年金額の大幅引上げ

**拠出制  
年金**

このたび、国民年金制度が改正され、立派な社会保険制度に成長しました。年金給付の大幅引上げをはじめ、スライド制の導入、五年年金の再開、保険料の特例納付など、又、福祉年金でも、年金額の引上げ、支給制限の緩和、老令特別給付金の新設などの改善が行なわれま

**物価が上がれば  
年金も上がる**

国民年金制度では、国民の生活水準等の変動により、五年毎に年金額の改定調整が行なわれることになっていま

そのため、年金額が改定されたときは、相当高い年金でも、二年、三年と年がたつにつれ、年金の水準は、物価や国民所得にくらべて、実質価値が低いものとなってしま

そこで、年金の実質価値を保つため、物価の上昇に応じて、年金額も自動的に引上げ

られるスライド制が導入されることになりました。この、スライド制は、消費者物価指数が、年五%以上あがったときに、物価の上昇に見合せて、年金額も引上げられるものです。

それで、国民年金制度も、従来の年金額の改定調整に合せて、今回とり入れられまし

たスライド制の導入により、物価や国民生活の水準にみあった年金が支給されることになったものです。

### 五年年金の再開

#### 十月から受付開始

この五年年金は、国民年金発足当時、十年年金に加入し

なかつた人について、昭和四十五年に、五年年金へ加入の途がひらかれましたが、この機会にも、加入しなかつた人のために、再び、任意加入する機会が設けられたものです

#### ◆加入できる人は

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人で、現在、厚生年金や共済組合などの公的年金制度に加入していない人。

また、これらの公的年金制度から、年金や恩給など受給することができない人。

ただし、公務扶助料、遺族年金、傷害年金や増加恩給の受給者および、十年年金または厚生年金等に加入した人で、

受給資格（通算年金）期間を、満すことができなかつた人。

#### ◆保険料は

一ヶ月 九百円  
保険料は、昭和四十五年六月までさかのぼり、五年間納付して受給権を取得することになります。

この保険料は、昭和五十年六月三十日までに、納付すればよいことになっています。

#### ◆支給開始は

明治三十九年四月二日から明治四十三年六月一日の間に生れた人は、五年の掛金を終えた翌々月（昭和五十年七月より）から（昭和五十二年七月より）明治四十三年六月二日から明治四十四年四月一日の間に生れた人は、五年の掛金を終え六十五歳に達した翌月から支給されます。

#### 保険料も 引上げられます

国民年金は、年金などの給付に必要な財源は、保険料と国庫負担金で、まかなわれることになっております。

このため、今回の改正で、年金額が大幅に引上げられましたので、これに伴う保険料も引上げることが必要となつてきます。

しかし、この年金額に見合せて、一挙に保険料を上げますと、引上げ幅が大きすぎることになります。

この急激な負担を避けるた

### 受けられる年金の種類及び金額

給付の種類	改正後	改正前	実施	
老令年金	5年 年金	96,000円	30,000円	49年
	10年 年金	150,000円	60,000円	
	25年 納付	240,000円	96,000円	
	40年 納付	384,000円	153,000円	
	付加年金（所得比例） 加入 25年 納付	300,000円	150,000円	
通算	39.4.2-m44.4.1 までの間に生れた人	納付済月数 × 1,200円	納付済月数 × 320円	1月
	その他の人	〃 × 800円		
障害年金	1級 障害	300,000円	132,000円	1月
	2級 障害	240,000円	105,600円	
遺族が受け	母子年金	240,000円	100,800円	1月
	津母子年金	（第2子9,600円第3子より4,800円加算）	（第2子より4,800円加算）	
	遺児年金			
	か婦年金	老令年金の半額	老令年金の半額	
福祉年金	老令年金	60,000円	39,600円	48年10月 （加算は49年1月）
	障害（1級）年金	90,000円	60,000円	
	母子年金	78,000円	51,600円	
	津母子年金	（第2子9,600円第3子より4,800円加算）	（第2子より4,800円加算）	
	老令特別給付金	48,000円	—	
障害（2級）年金	60,000円	—	49年1月	
				未定

◆加入の申出は  
昭和四十八年十月、昭和四十九年三月三十一日まで、町役場住民課国民年金係まで、取得申出書に、記載事項を記入捺印の上提出下さい。取得申出書は、先に送付しましたチラシ「五年年金加入のおすすめ」に添付されてい

るものを、使用下さい。なお、該当者の中で、チラシの送付もれがありましたらその旨連絡下さい。また、五年年金該当者は、今回加入されないと、七十才から支給される老令福祉年金まで、年金を受けることができ

め、段階的に引上げることとされ、昭和四十九年一月からは、次のとおり引上げられます。

- ◆定額保険料  
月額 九百円に
- ◆附加保険料(所得比例)  
月額 四百円に
- ◆五年年金保険料  
月額 九百円に

### 納め忘れの保険料 再びチャンス到来

国民年金の老令年金を受給するには、二十五年(昭和五四年四月一日以前に生れた人はその年金に応じて、二十四年から十年まで短縮)以上の保険料納付済期間が必要とされています。

たとえば、規定の納付期間に、一ヶ月でも満たない人には、老令年金が支給されないこととなります。

また、思わぬ事故により、障害、母子、遺児などの状態になったときに支給される年金も、未納保険料がありますと、受給できないことも生じてきます。

そこで、四十五年国民年金法の改正により時効(保険料は二年を経過すると時効となる)で、納められない保険料を特別に納付できる措置が設けられました。

つた人にも、年金を受ける権利を確保する機会を再び、与えようと特別納付措置が講じられたものです。

この保険料は、分割でも一括に納付してもよいことになっていますので、この期間中計画的に完納して、受給権が確保できないことのないよう特に注意して下さい。

- ◆対象となる期間  
昭和四十八年四月以前の未納保険料
- ◆納める額  
一ヶ月 九百円
- ◆納める期間  
昭和四十九年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで、

ただし、この間に六十五歳に達する人はその前日厚生年金等に加入中の人も現在厚生年金等に加入している人でも、以前国民年金加入当時の保険料が未納となつているときは、期間中に納付されずと、通算年金の対象期間となり大変有利となります。

- ◆国民年金未加入者  
農林漁業や自営業などに従事する人で、公的年金制度に加入していない人や、これらの制度から年金や恩給など受給できない二十歳から六十歳未満の人は、すべて国民年金に加入して、保険料を納付(免除制度もある)することが義務づけ

られています。まだ、国民年金に加入していない人は今すぐ、加入して下さい。

この特別措置により、保険料を納付して年金の受給権を確保して下さい。

- ◆納付できない人  
公的年金制度の加入またはこれらの年金制度から年金や、恩給を受けているか、受ける権利のある配偶者は未納保険料があつても、この特別措置による納付はできません。

ただし、この未納期間が国民年金の強制加入期間のものである場合は、納付することが出来ます。

### 福祉年金

#### 老令特別給付金 一月から支給

国民年金制度の老令年金は保険料を二十五年以上納めた人に、六十五歳から支給することが原則とされている。

しかし、制度発足当時に、すでに高令であった人については、その年令に応じた規定の期間保険料を納めると、老令年金が支給される特例もあります。

とくに、明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人には、再び

五年年金に加入する機会が設けられました。(五年年金の再開の項参照下さい)

これらの人に対し、七十歳以上の人には、老令福祉年金が、支給されています。

- ◆給付要件  
「所得制限及び他の年金との併給制限の緩和」の項参照下さい。
- ◆給付額  
四万八千円 月額四千円
- ◆給付期間  
昭和四十九年一月から七十歳に達するまで給付されます。

なお、七十歳からは老令福祉年金の受給者となります。

請求書提出  
給付要件に該当する人から一月から支給が開始されます。

第一回の支給は、五ヶ月(一〜四ヶ月)に支払われることとなります。

この五ヶ月に支払を受けるとも本年中に裁定請求書を出す必要があります。

裁定請求書は、町役場年金係にありますから、至急手続きして下さい。

なお、詳細については、町役場国民年金係または、国民年金課福祉年金係(電話津二八〇〇三二一)へ連絡下さい。

### 所得制限と

#### 他の年金と併せて受ける制限が緩和

福祉年金の受給権者は、毎年五ヶ月の年金の支払を受けますと定期届(所得状況届)のため、年金証書は役場国民年金係へ提出することになっています。

この届は、受給者本人や配偶者または扶養義務者の生存関係や前年の所得が、扶養親族等の数に応じて調査し、別表の金額をこえるものについては、今後一年間の年金の支給が停止されます。

また、他の年金制度から、年金や恩給などを受けている人も同様に、制限があり、この限度をこえるものについても、全額または一部が、支給

停止されるものです。そこで、今回の改正で、この限度額等を引き上げ、昭和四十八年十月から実施されました。

- 所得による限度額
- 他の公的年金との併給  
一般の公的年金との併給受給している公的年金の額が、十万円未満の場合は福祉年金との差額分が支給されます。
- 戦争公務による年金  
受給している年金が、戦争によるもので、大尉までの旧軍人の遺族等に支給される時は、全額支給されます。

昭和48年度 所得制限の限度額表 (単位円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人
受本人給所得			
老老福祉年金	(668,000)	(780,000)	(956,000)
障害	430,000	520,000	660,000
母子福祉年金	(1,580,000)	(1,736,000)	(1,892,000)
準母子	1,204,700	1,344,700	1,484,700
配偶者および扶養義務者の所得	(5,240,000)	(5,440,000)	(5,580,000)
	4,710,000	4,910,000	5,050,000

( ) 内の金額は、給与等の収入額です。